

第3次武雄市男女共同参画推進計画（案）

すべての人がよきパートナーとして、共に築く
ゆとりと活力ある武雄市を目指して

平成30年3月

武雄市

目 次

I	男女共同参画推進計画策定にあたって	1
II	現状と課題	5
III	計画の柱	10
IV	計画の推進	11
V	計画の体系	12
基本方針1	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	14
基本方針2	安全・安心にすごせる環境づくり	16
基本方針3	女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり	19
基本方針4	男女共同参画推進支援体制づくり	24
	計画の基本指標	25

I 男女共同参画推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

武雄市では、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第 2 条の男女共同参画社会の形成を目指して、平成 19 年度に「第 1 次武雄市男女共同参画推進計画」、平成 24 年度には「第 2 次武雄市男女共同参画推進計画」（平成 25 年度～29 年度）を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

併せて、男女共同参画社会の形成を進めていく上での課題となっていた配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下 DV））について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）に基づき、平成 24 年度には「武雄市 DV 対策基本計画」（平成 25 年度～29 年度）を策定し、暴力の根絶に取り組んできました。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少が進み、貧困問題や家族形態の変化、男女の生き方の多様化やインターネット上の新たな暴力等この 5 年間で変化し、平成 28 年に実施した市民意識調査では、武雄市の男女共同参画の現状について新たな課題が浮き彫りになりました。

平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）」が施行され、女性の活躍推進に向けた取り組みがこれまで以上に求められています。

また、日本各地で災害が起こり、防災、復興対策分野での男女共同参画の視点を踏まえた対策も求められています。

そういった中、武雄市は、「すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市」を目指して、これからの男女共同参画社会の実現に向け、平成 30 年度から向こう 5 年間（2018－2022）の男女共同参画推進の指針として、「第 3 次武雄市男女共同参画推進計画（以下「3 次計画」という。）」を策定しました。

本計画は、女性も男性もすべての人が認め合い、支えあい、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の実現を目指し、市民と行政が一体となって創り上げ、実践するものです。

* 市民意識調査＝市内居住の 16 歳以上の男女対象の市民意識調査、市内中学 3 年生対象の意識調査、市内従業員 20 名以上の企業対象のアンケート調査、地域での男女共同参画実態調査

2 計画の性格

3 次計画は、次の 5 つの視点で策定しています。

- (1) 「基本法」第 14 条に基づく、男女共同参画社会の実現に向けた推進の方向性と、幅広い分野にわたる施策を総合的に推進するための計画です。
- (2) 「第 2 次武雄市男女共同参画推進計画」の内容を引き継ぎつつ、平成 28 年に実施した市民意識調査等関連する各種調査の結果・分析及び各種施策の進捗状況・事業評価、

武雄市男女共同参画計画策定委員会（男女共同参画推進市民会議）からの意見を踏まえた計画とします。

- (3) この計画は、「第2次武雄市男女共同参画推進計画」に引き続き、「DV防止法」第2条の3に基づく「武雄市DV対策基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、女性の活躍推進に向けた取組みが一層求められていることから、「女性活躍推進法」第6条に基づく「武雄市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) 国・県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ、市民と行政が一体となった武雄市の男女共同参画社会形成のための指針とします。

3 計画の期間

3次計画の期間は、平成30年度から5年間（2018—2022）とします。ただし、男女共同参画社会の形成をめぐる社会経済情勢の変化や国・県の計画、制度の見直しなどを考慮しながら、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 「武雄市DV対策基本計画」

【計画策定の趣旨】

配偶者・パートナーからの暴力、ストーカー行為等の暴力は、重大な人権侵害であり、その被害者は、多くの場合女性です。配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。国では、平成13年にDV防止法が施行、平成25年には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とするよう改正され、暴力の根絶を図る取組みが推進されてきました。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性犯罪等の被害は深刻な社会問題となっており、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した新たな暴力等に対しても的確に対応していく必要があります。とくに配偶者からの暴力は、被害者だけでなく子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

本市においても先に実施した市民意識調査では、配偶者や恋人からなんらかの暴力を受けた経験が一定数あり、その約半数が暴力を受けたときに相談をしていないという調査結果が出ています。そのため、引き続き本市におけるDV根絶、女性の人権尊重に向けた総合的な施策を進めていくため、「武雄市DV対策基本計画」を策定します。

【計画の位置づけ】

この計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容を勘案したものです。

【計画の期間】

3次計画と同様、「武雄市DV対策基本計画」も平成30年度から5年間（2018－2022）とします。ただし、DV防止法や基本方針が改正されるなどにより、この計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

【用語の定義】

この計画において、DVの用語の定義は、配偶者等からの暴力をいい、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、また交際をする関係を解消後も引き続き暴力を受ける場合についても含みます。

※「武雄市DV対策基本計画」に該当する施策等については、3次計画の重点施策3となります。

5 「武雄市女性活躍推進計画」

【計画策定の趣旨】

働く場面における女性の活躍をみると、本市では女性雇用者における非正規雇用労働者割合は男性の約3倍、管理的職業従事者における女性の割合は低い状況にある等男女間格差や職業生活と家庭生活の両立の問題からいまだ女性の力が十分に発揮できていない状況です。その背景には、固定的な性別役割分担意識と、それに結びついた長時間労働等の働き方があります。

国では、平成27年9月に働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、また、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することを社会全体で推進するために、「基本法」の基本理念にのっとり「女性活躍推進法」が施行されました。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものです。

本市においても、女性の職業生活における活躍の推進に向けた総合的な施策を進めていくため、「武雄市女性活躍推進計画」を策定することとします。

【計画の位置づけ】

この計画は、女性活躍推進の基本方向と施策の方向を示すものです。

また、女性活躍推進法第5条第1項に基づき国が定める基本方針に即し、かつ同法第6条第1項に基づく佐賀県の推進計画の内容を勘案したものです。

【計画の期間】

3次計画と同様、平成30年度から5年間（2018—2022）とします。

ただし、女性活躍推進法は、平成38（2026）年3月31日までの時限立法であり、男女共同参画社会の形成をめぐる社会経済情勢の変化や国・県の計画、制度の見直しなどを考慮しながら、必要に応じ計画の見直しを行います。

※「武雄市女性活躍推進計画」に該当する施策等については、3次計画の重点施策6と7になります。

Ⅱ 現状と課題

1 平成 28 年度市民意識調査等から見える現状と課題

① 男女の地位の平等について（社会全体で）

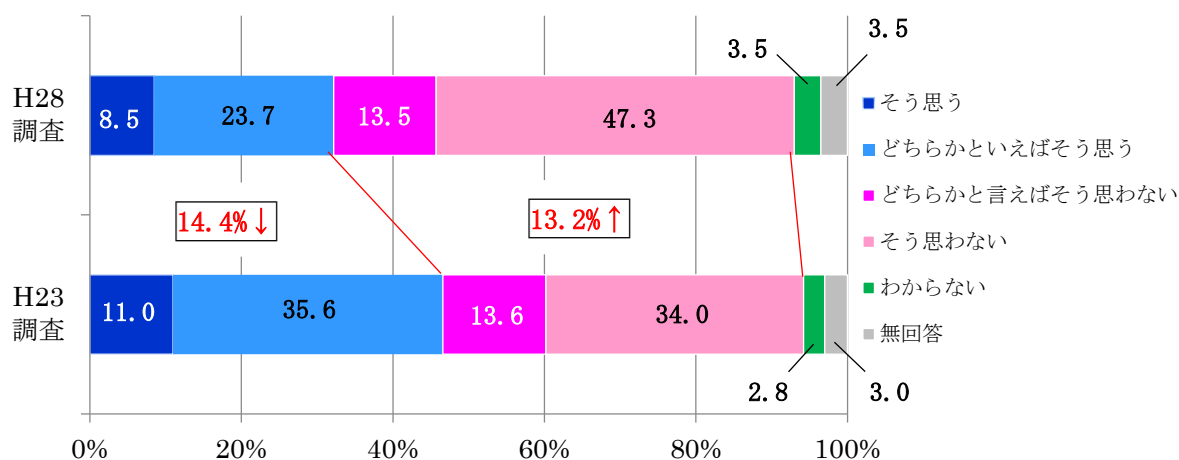
- 男女ともに、社会全体で「男性の方が優遇されている」と思っている人が多くなっています。その中でも、「社会通念・慣習・しきたり」に関しての不平等感が男女とも一番高く、長い歴史の中で社会的につくられた男女差が根強いことがうかがえます。社会全体としても男女の地位の平等感はH23 調査より 5.0%も低くなっており、特に平等意識が高い学校教育においてもH23 調査より 9.1%低くなっていることは憂慮すべき点です。
- 男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できるよう、家庭、学校、地域社会における男女共同参画の学習の機会を設けて、男女平等、人権尊重の意識を定着させるための積極的な意識啓発の取り組みが必要です。

〈H28 調査〉



② 結婚・家庭生活について（夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい）

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」と考えている人が H23 調査より 14.4% 少なくなっていることから、女性の社会進出への理解が少しずつ進み、男女共同参画の意識が確実に向上していると言えます。
- 一方で、高齢者のみの世帯やひとり親世帯の増加等、社会的環境の変化により家庭生活における性別役割分担自体が成り立たなくなっている可能性もあります。新しい時代や家族の在り方に即した施策の展開が求められています。



③ 中学生の男女共同参画観について

- 中学生の意識調査の中で、男女共同参画観に関する意識は、H23 調査よりいずれも賛成の意見が増えており、性別による固定的な役割分担意識は少なくなってきましたが、「男らしく女らしく」と言われたことがある人は、全体の 42.8%を占め、その 24.0%が嫌だと感じています。
- 将来を担う子どもたちには、性別にかかわらず個性や能力を伸ばす教育環境や家庭環境が必要です。

	<H23 調査>	<H28 調査>
・男女が同等に経済的に自立することに賛成	58.8%	➔ 66.4%
・男女ともに生活に必要な技術（炊事・洗濯・掃除等）の習得に賛成	56.6%	➔ 66.5%
・夫婦が協力して家事・育児をすることに賛成	69.2%	➔ 77.3%

④ 配偶者や恋人からの暴力（DV）について

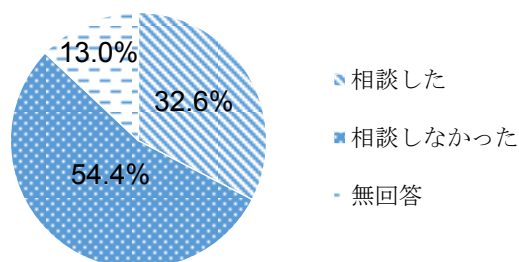
- 男女ともに何らかの暴力（身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力）を受けた経験については、全ての項目において「経験がある」という回答がみられます。いずれも男性より女性の経験者が多く、特にパートナーがいる女性の3割以上が「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」経験者となっています。
- 「命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた」割合が、「週に1回以上」が4人、「年に数回程度」が3人と、深刻な事態が浮き彫りになりました。
- DVを身近にある問題としての理解を深め、DV防止のための積極的な啓発活動に継続して取り組む必要があります。
また、DVを未然に防ぐため、またDVの被害者にも加害者にもさせないために、若年層に対する予防教育を継続して積極的に進めていくことが大切です。

⑤ 配偶者や恋人からの暴力（DV）について（暴力を受けた時に相談したか。）

- 男女ともに暴力（DV）を受けた経験があり、その際「相談しなかった」人は全体で 54.4%、男性においては 66.7%になっています。相談しなかった理由は、家庭内のことだから「相談するほどのことではないと思った」「自分が我慢すれば何とかやっていけるといった」が多くなっています。
- 相談先は家族・友人が多く、公的機関（市・県・警察等）への相談は各機関とも7%以下と相談に繋がっているケースは少ないが、H23 調査より若干増加しています。
- DVに関する相談は年々深刻化しており、身近な相談窓口としての更なる周知を図り、相談しやすい環境整備に努めることが重要です。

暴力を受けた時の相談について

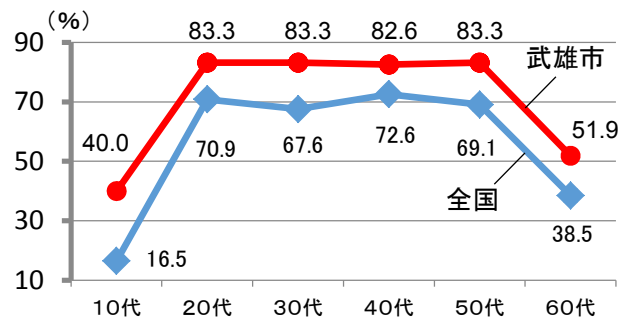
<H28 調査>



⑥ 仕事・働き方について（女性の職業の有無）

- 全国的には30代で出産等により就業率が低下するM字カーブが見られますが、武雄市ではM字カーブにはならず、働き続けていることが読み取れます。これは女性が就労しやすい側面と働かざるを得ない側面があると思われます。
- 共働き世帯の増加の要因が、働きやすくなったのか、生活の困窮が進んできたのか、両面からの検討が必要だと思われます。
- 職業を持っている理由が、「生計を維持するため」が女性43.2%に対し、男性75.2%であることから、男女ともに男性が一家の大黒柱といった性別役割分担意識がまだ残っていることもうかがえます。
- さらに、不安定な就労形態である非正規雇用の割合はH23調査と比べ増加しており、増加率は男性3.4%、女性13.7%であり、特に女性の非正規職員の割合は男性の約3倍にもなっています。女性が安心して働き続けることのできる環境整備が求められます。

〈H28 調査〉

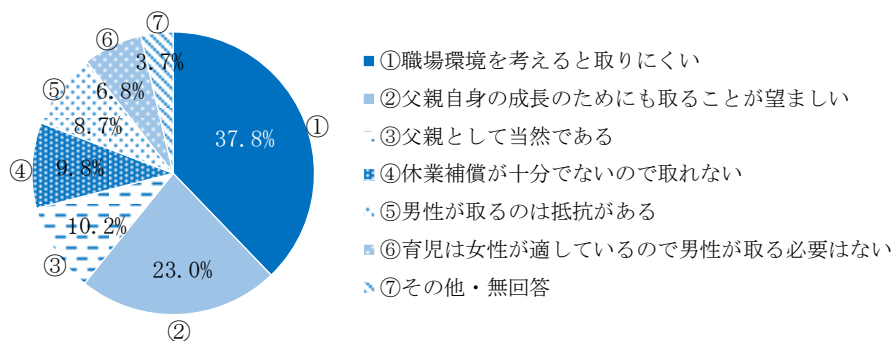


※全国＝総務省「平成24年就業構造基本調査」より

⑦ 仕事・働き方について（男性の育児休暇取得についてどう思うか。）

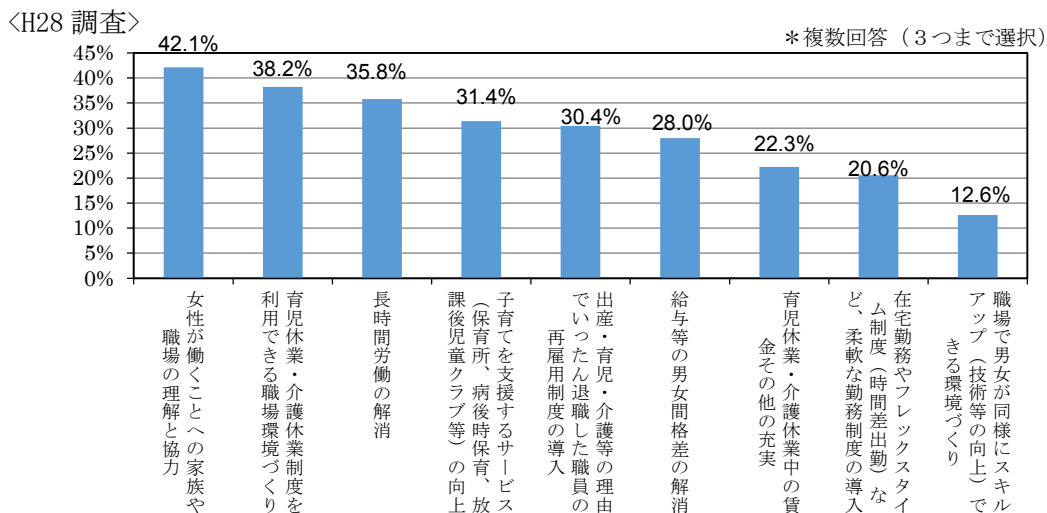
- 職場内での男性の育児休暇取得への理解は進んでいるものの、「職場環境を考えると取りにくい」が37.8%と最も高く、H23調査（31.3%）と比べ男女ともにその割合は高くなっています。引き続き働きやすい労働環境の整備に取り組む必要があります。

〈H28 調査〉



⑧ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）について（このために必要な条件は何か。）

- 男女が共に仕事と生活の調和のため必要と感じていることで多かったのは、『女性が働くことへの家族や職場の理解と協力』『育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくり』『長時間労働の解消』です。
- 職場、家庭、地域等あらゆる場面で女性の活躍が進むことは、男性にとっても暮らしやすい社会の実現に繋がります。家庭内での家事・育児・介護の共同意識の啓発、働きやすい環境整備、そして子育て・介護の支援体制の整備が求められます。

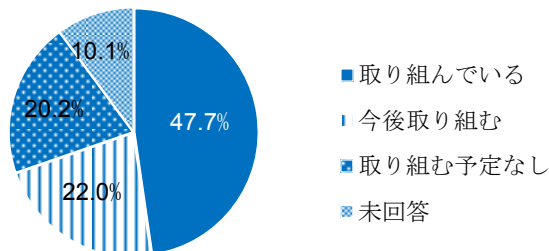


⑨ 女性の活躍を推進するために取り組むべきことについて【企業調査】

- 女性の活躍推進について取り組んでいる企業・事業所は47.7%です。女性の活躍を推進するために取り組むべきこととしては、『女性が働きやすいよう職場の雰囲気や風土を改善する』、『短時間勤務、育児・介護休業を取得しやすい制度の整備等女性従業員の勤続年数の伸長』が多くなっています。
- 現状でも育児・看護・介護休業の制度はあるが、女性の育児休業取得以外の取得割合は低く、仕事と家庭の両立が容易ではない状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業・事業所の労働環境整備の取組の促進が必要です。

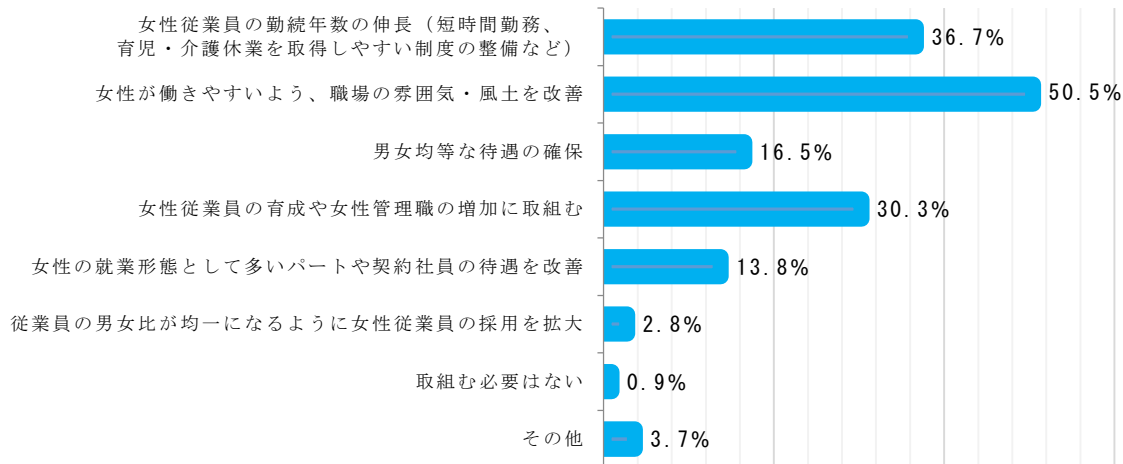
女性の活躍推進について

〈H28 調査〉



企業が女性の活躍推進について取り組むべきこと（2つまで）

〈H28 調査〉



〈H28 調査〉

【育児休業制度がある】 ⇒ 全体の 92.7%

その取得対象者のうち既取得者 (男性) 0% (女性) 95.7%

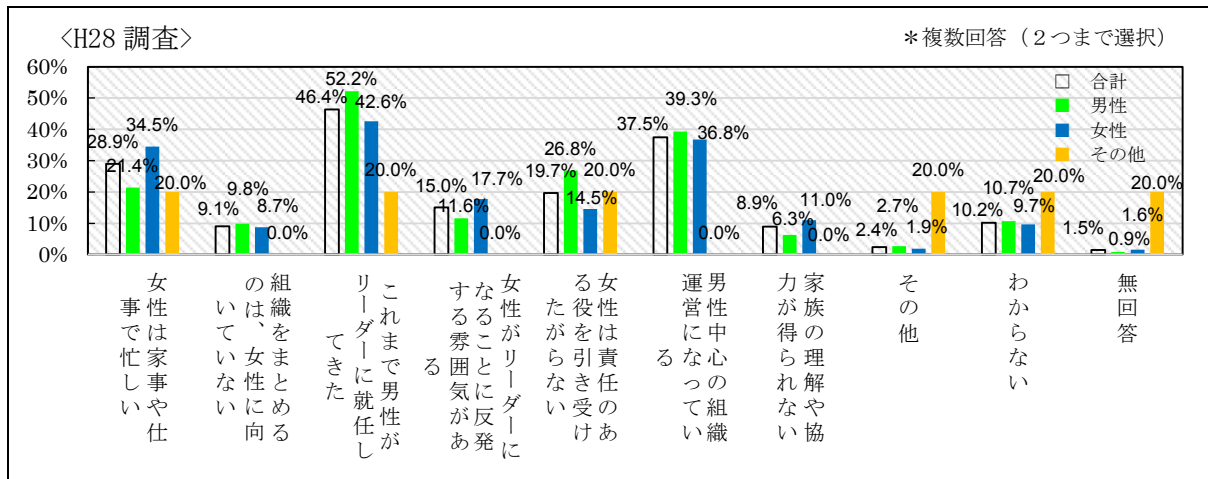
【看護休暇制度がある】 ⇒ 全体の 66.4%

そのうち 男性で看護休業を取得した企業 4.2%

女性で看護休業を取得した企業 8.5%

⑩ 地域活動について（地域に女性リーダーが少ない理由）

- 地域活動への参加状況をみると H23 調査より 1.5%減少しています。特に若い世代の女性の参加率は減少しており、「仕事・家事・育児の両立が難しい」ことを理由にあげています。これは共働き世帯の増加と関連していると考えられます。
- 地域の女性リーダーが少ない理由としては、男性も女性も「これまでの慣習で、男性がリーダーに就任してきた」「男性中心の組織運営になっている」という回答が多くなっています。「女性は家事や仕事で忙しい」「役員名は男性で実働は女性というケースがある」等地域社会での男女共同参画の定着は、今後の課題として残されたままとなっています。



2 武雄市男女共同参画計画策定委員会意見

武雄市男女共同参画計画策定委員会において、「男女共同参画 武雄のここが気になる」をテーマにしたワークショップを行いました。その主な意見は次のとおりです。多様化する社会や生き方に合わせた取り組みが求められています。

- 若い人の服装や子どものランドセルの色等が多様化してきている。
- 家族形態の多様化（3世代同居家庭、核家族、ひとり親家庭など）で、子育ての方法・考え方も様々であるため、子育ての話題をどこでも気軽に話せない。
- ひとり親家庭が増加している。
- 働き方が変化してきている。
- 正規雇用と非正規雇用の賃金格差がある。
- 人口減少、高齢化社会、貧困問題等将来が不安である。
- これまでの慣習もあり、地域の中で女性がリーダーになりにくい。
- 婦人会等の女性組織が少なくなっている。
- LGBT等多様なライフスタイルに応じた啓発が必要ではないか。

Ⅲ 計画の柱

1 施策の体系

本計画は、前記の「Ⅱ 現状と課題」を踏まえ、計画目標と基本理念、そして4つの基本方針をもとに具体的な施策を展開していきます。

2 計画目標

「すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して」

3 基本理念

「基本法」に基づき「人権の尊重」、「男女共同参画」、「男女お互いの能力の発揮と尊重」を基本理念とします。

4 基本方針

基本理念を踏まえ、次に掲げる方針と重点施策をもって臨みます。

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- (2) 安全・安心にすごせる環境づくり
- (3) 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり
- (4) 男女共同参画推進支援体制づくり

5 具体的な施策

本計画の目標達成に向けて、上記「4 基本方針」のもと施策の目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために、「Ⅴ 施策の体系」で、基本方針毎の「重点施策」、「施策の基本方向」、「実施項目」を定めています。さらに重点施策毎に「事務・事業計画」として、今後5年間で取り組む事業を定めています。

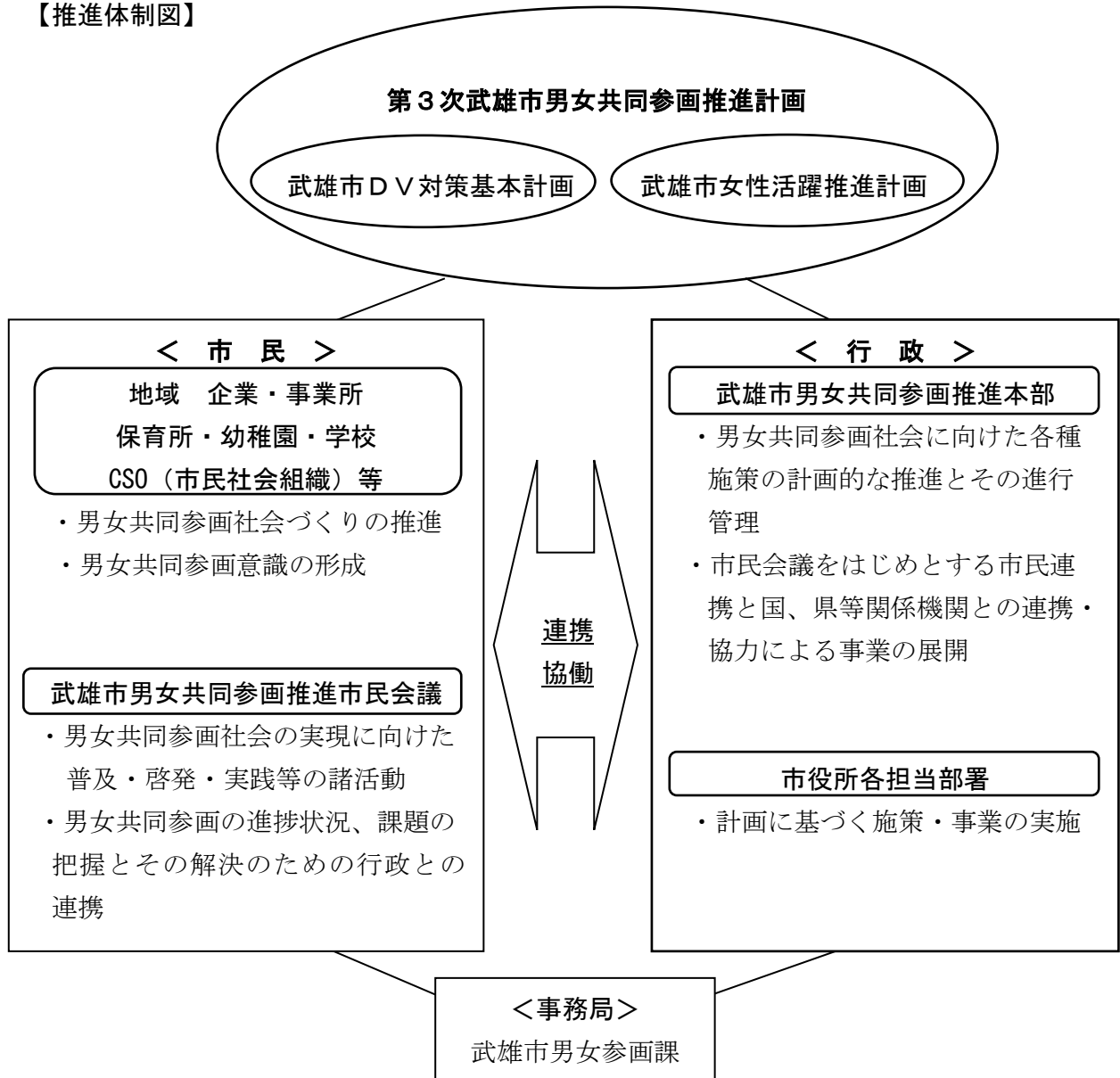
また、これらの取り組みにより達成を目指す「計画の基本指標」も設定しています。

IV 計画の推進

3次計画に定める男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策を総合的かつ効果的に進めるため、市民と行政が一体となった推進体制のもと取り組みます。

そのため「武雄市男女共同参画推進市民会議」、「武雄市男女共同参画推進本部」を設置し、市民と行政との連携・協働による推進を図ります。また、3次計画の適切な進行管理に努めます。

【推進体制図】



*CSO＝市民社会組織：Civil Society Organizations の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体（以上志援組織）に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織のこと

V 計画の体系

※ここでは、3次計画で取り組む内容について体系化しています。

目標	基本方針	重点施策	施策の基本方向
すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して	1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成	人権の尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます
		(施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実	学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります
	2. 安全・安心にすごせる環境づくり	(施策3) 暴力の根絶と相談体制の整備 「武雄市DV対策基本計画」	あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます
		(施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体の健康づくり	男女共同参画の視点に立った生涯にわたるところと身体の健康づくりを推進します
		(施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備	ひとり親家庭や非正規雇用等生活困難な状況におかれている女性等が、安全安心して暮らせるための環境整備を行います
	3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり	(施策6) 女性の活躍推進 「武雄市女性活躍推進計画」 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	女性の活躍推進に向け、企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます
		(施策7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援 「武雄市女性活躍推進計画」 (女性活躍推進法に基づく推進計画)	男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します
		(施策8) 政策・方針決定の場への女性参画の推進	あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます
		(施策9) 地域活動における男女共同参画の推進	男女が地域活動に積極的に参画できるよう条件を整備し、男女共同参画を推進するグループや人材の育成に努めます
		(施策10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実	子どもを産み育む支援体制の充実、子どもの貧困対策等の推進と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります
4. 男女共同参画推進支援体制づくり	(実施方針1) 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進	市民、企業、諸団体と行政との連携・協働化の推進	
	(実施方針2) 総合的な男女共同参画行政の推進	総合的な男女共同参画行政の推進	

実施項目

- ① 多様なライフスタイルに応じた広報紙、ICT活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施
- ② 講演会や出前講座、セミナー等の開催
- ③ 男女の人権尊重及び多様な性に応じた広報啓発と相談体制の充実、連携強化
- ④ 男女共同参画に関する継続的な意識調査（市民・中学生・地域）による実態の把握

- ① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供
- ② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発
- ③ 発達段階に応じた人権尊重、男女の相互理解、家庭生活の大切さ等の啓発
- ④ 社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進

- ① DV防止に関する啓発活動の実施
- ② デートDV・リベンジポルノ防止に関する教育・啓発の推進
- ③ 相談体制の充実と被害者に対する支援
- ④ 支援者を対象とした研修の実施

- ① ライフステージに応じた健康指導の実施
- ② リプロダクティブ・ヘルス／ライツの学習と意識啓発
- ③ 支援体制（健康相談窓口）の整備

- ① 支援体制（相談窓口）の整備、関係機関の紹介等の情報提供
- ② 生活困窮者の自立に向けた支援
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ ひとり親家庭の自立支援

- ① 企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供
- ② 再就職・スキルアップのための情報提供・支援
- ③ 農家の家族経営協定締結の推進
- ④ 女性の起業、経営への参画促進支援
- ⑤ 職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進
- ⑥ ハラスメント（セクシャル、パワー、マタニティ等）の防止にむけた広報・啓発

- ① 家事・育児・介護における支援制度の周知
- ② 事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の推進
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ 男性の育児休業制度・介護休業制度の取得推進
- ⑤ 介護や介護者への支援と男女共同参画の推進

- ① 審議会・協議会等における女性委員の登用
- ② 政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発

- ① 地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成
- ② 男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援
- ③ 防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進
- ④ 連携・協働によるユニバーサルデザインの推進

- ① 妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発
- ② 育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート、子ども貧困対策の推進
- ③ 子どもの虐待への対応システムの充実
- ④ 高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援

- ① 男女共同参画推進市民会議の設置
- ② 諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催
- ③ 市役所における率先垂範（イクボス宣言・特定事業主行動計画等）

- ① 男女共同参画施策の推進
- ② 職員の意識向上のための学習機会の提供
- ③ 男女共同参画推進体制の機能強化
- ④ 市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進
- ⑤ 情報受発信の機能強化や活動基盤の整備

基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

(重点施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成

施策の基本方向

○人権の尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます。

◇事務・事業計画

*種別A…新規事業、B…2次計画内容から拡充・具体化、C…2次計画内容の継続

*協働先…事業推進のため連携・協働する団体等 *下線…説明ありの用語

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①多様なライフスタイルに応じた広報紙、ICT利活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施	・広報紙やICT（情報通信技術）等を通じたわかりやすい情報提供	C	男女参画課 広報課	
	・ケーブルテレビによる学習講座・講演会の放映	C	男女参画課	
	・男女共同参画週間（6/23～29）期間中の広報啓発	C	男女参画課	CSO
	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、また多様な性LGBT等にも配慮したわかりやすい広報や公文書等の表現 *LGBT・・・L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーのこと。 順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害など心と体の性が一致しない人。	B	各課	
②講演会や出前講座、セミナー等の開催	・男女共同参画啓発イベント・人権フェスタの開催	C	男女参画課 総務課 生涯学習課	地域 CSO
	・各町単位での学習講座の企画開催	C	生涯学習課	
	・出前講座の開催（多様な生き方や世代を考慮した講座）	B	生涯学習課 男女参画課	
	・女性のエンパワーメント（自身の知識や能力により様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくこと）を目的としたセミナー等の開催	B	男女参画課 商工課	
	・男女共同参画の理解を深める講演会等の開催	C	男女参画課	
③男女の人権尊重及び多様な性に応じた広報啓発と相談体制の充実、連携強化	・男女の人権尊重及び多様な性について世代に応じた広報、啓発活動の推進	B	総務課 男女参画課	地域 CSO
	・相談体制の充実・ワンストップ化の推進	B	男女参画課 福祉課	関係機関 CSO
④男女共同参画に関する継続的な意識調査による実態の把握	・男女共同参画意識調査（市民・中学生・地域）の実施、分析、結果の公表、情報の提供	C	男女参画課	

(重点施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

施策の基本方向

○学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供	・学校での男女共同参画に関する授業の実施、幼児教育との連携	B	学校教育課 男女参画課	学校 幼稚園 保育所 子育て総合支援センター CSO
	・人権週間(12/4~10)を活用した教育	B	学校教育課 男女参画課	
	・幼少期からの男女共同参画の視点での保育の推進	B	こども未来課 男女参画課	
	・子育て総合支援センターでの男女共同参画の視点での事業の実施	B	こども未来課 男女参画課	
	・ <u>キャリア教育</u> の推進 *キャリア教育・・・一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育：平成23年1月中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育のあり方について」より	C	学校教育課 男女参画課	
②保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発	・保護者を対象とした男女共同参画や <u>デートDV</u> (交際相手からの暴力)への認識を深めるための出前講座、講演会等の実施	C	男女参画課	学校 幼稚園 保育所 CSO
	・教職員研修(<u>セクシャルハラスメント</u> (性的嫌がらせ)、 <u>パワーハラスメント</u> (職権を背景にした人格と尊厳を侵害する言動)等の人権同和教育)の実施	B	学校教育課	
③発達段階に応じた人権尊重、男女の相互理解、家庭生活の大切さ等の啓発	・食育推進計画の推進・食生活改善推進事業	C	健康課	学校 幼稚園 保育所 子育て総合支援センター CSO
	・子育て総合支援センター等での家庭生活での男女共同参画の啓発	C	こども未来課	
④社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進	・出前講座の開催(多様な生き方や世代を考慮した講座)	B	生涯学習課 男女参画課	地域 CSO
	・男性のための料理講座等	C	生涯学習課	
	・人権問題学習会の実施	C		
	・女性団体活動支援	C	男女参画課	

基本方針2 安全・安心にすごせる環境づくり

(重点施策3) 暴力の根絶と相談体制の整備～「武雄市DV対策基本計画」～

施策の基本方向

○あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①DV防止に関する啓発活動の実施	・広報紙等を活用したDV防止・相談窓口等の広報・啓発活動の実施	B	男女参画課 福祉課 広報課	関係機関 CSO
	・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25)との事業連携	C	男女参画課	
②デートDV・リベンジポルノ防止に関する教育・啓発の推進	・民間団体との連携による教育現場や地域社会、家庭における <u>デートDV</u> (同居していない恋人間の暴力。別れた相手含む。)・ <u>リベンジポルノ</u> (別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像)防止に関する研修、出前講座等の実施	B	男女参画課 学校教育課	地域 関係機関 学校 CSO
	・デートDV・リベンジポルノ防止のための広報・啓発活動の実施	C	各課	
③相談体制の充実と被害者に対する支援	・「武雄市女性総合相談窓口」「武雄市障がい者虐待防止センター」の充実	C	男女参画課 福祉課	関係機関 CSO
	・相談体制の充実・ワンストップ化の推進	B	関係課	
	・庁内連携会議の開催、被害者支援措置の対応	B	男女参画課 関係課	
	・DV防止対策協議会の開催	C	男女参画課 福祉課	
	・支援関係機関・団体との連携強化	B	各課	関係機関 CSO
④支援者を対象とした研修の実施	・被害者の個人情報保護と守秘義務の徹底	C	各課	CSO
	・被害者に対する2次被害を防ぎ、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとるための研修の実施	C	男女参画課 防災危機管理課	関係機関 CSO

(重点施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体の健康づくり

施策の基本方向

○男女共同参画の視点に立った生涯にわたるところと身体の健康づくりを推進します。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①ライフステージに応じた健康指導の実施	・「武雄市たっしゅかプラン21」に沿った事業実施(健康寿命(日常生活に制限のない期間)の延伸、健康ポイント事業等)	B	健康課	関係機関 CSO
	・生涯スポーツ事業の推進(総合型地域スポーツクラブ自立支援事業の実施)	C	生涯学習課	
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の学習と意識啓発	・広報紙や出前講座等を活用した学習や啓発	B	男女参画課 広報課	関係機関 学校 幼稚園 保育所
	・性に関する教育・学習機会の充実	C	健康課 こども未来課 学校教育課	
③支援体制(健康相談窓口)の整備	・スクールカウンセラーによる教育相談の実施	C	学校教育課	関係機関 学校 幼稚園 保育所
	・児童生徒の相談体制の整備	C		
	・保健師等による相談事業の実施	C	健康課	関係機関
	・「武雄市相談支援センター」「武雄市障がい者虐待防止センター」での障がいを持つ方への相談事業の実施	C	福祉課	

(重点施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備

施策の基本方向

○ひとり親家庭や非正規雇用等生活困難な状況におかれている女性等が、安全安心して暮らせるための環境整備を行います。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①支援体制（相談窓口）の整備、関係機関の紹介等の情報提供	・相談窓口の充実（女性総合相談、母子・父子自立支援員、 <u>ファミリーサポート事業</u> （子育てを援助してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって、一時的な子どものお世話を有償で行う子育て相互支援事業）等）	B	福祉課 男女参画課 こども未来課	関係機関 CSO
②生活困窮者の自立に向けた支援	・再就職のためのスキルアップ支援講座等の実施	A	商工課 福祉課	関係機関 CSO
	・生活困窮者自立相談支援事業の実施	A	福祉課	
	・高齢者、障がい者、子ども等の貧困に対する支援の推進	A	健康課 福祉課 こどもの貧困対策課	関係機関 CSO
	・ <u>こどもの笑顔コーディネーター設置事業</u> （子どもの成長段階に合わせて必要な支援を行う伴走型支援を確立するためにコーディネーター[保健師・教員OB]を設置。保健師は母子保健の観点から、教員OBは学校現場から早期のアプローチを行い、伴走しながら子どもの貧困の解決や予防を図る。）	A	こどもの貧困対策課	関係機関 学校 幼稚園 保育所 子育て総合支援センター CSO
③特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減	・延長保育・一時保育の実施	C	こども未来課	保育所
	・障がい児保育の実施	C		
	・病児・病後児保育の実施	B		
	・子ども医療費助成事業の実施	B	福祉課	関係機関
④ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭の支援制度の充実	A	福祉課 健康課 こどもの貧困対策課 こども未来課	関係機関 CSO

基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

(重点施策6) 女性の活躍推進～「武雄市女性活躍推進計画」～

施策の基本方向

○女性の活躍推進に向け、企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供	・企業等の男女共同参画に関する実態調査・就業環境実態調査の実施、結果の公表	C	男女参画課 商工課	関係機関 企業 事業所 CSO
	・女性の職業生活における活躍推進(事業主行動計画策定等)に向けた啓発活動、関係機関と連携した事業の推進	A		
	・雇用機会均等法等に基づく労働条件確立・柔軟な働き方の啓発	B	商工課	
	・法制度や働き方改革に向けた啓発パンフレット等配布	B		
	・女性活躍推進法における特定事業主行動計画策定の公表及び計画内容の推進	A	総務課 男女参画課	
②再就職・スキルアップのための情報提供・支援	・法制度の啓発パンフレット等配布	B	男女参画課	関係機関 企業 事業所
	・再就職・スキルアップ支援講座等の実施	A	商工課	
	・広報紙やICT等を活用した情報提供・啓発事業実施	C	商工課	
③農家の家族経営協定締結の推進	・関係機関と連携した家族経営協定の推進	C	農業委員会	関係機関
④女性の起業、経営への参画促進支援	・関係機関と連携した農産加工・販売グループ等の支援	C	商工課	関係機関
	・関係機関と連携した起業の支援	C	商工課	
	・農業関連団体の役員や農業委員等方針決定の場への女性参画推進	C	農林課 農業委員会 男女参画課	
⑤職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進	・法制度や働き方改革に向けた啓発パンフレット等配布	B	商工課	企業 事業所
	・企業等への男女共同参画意識啓発	B	男女参画課 商工課	

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
⑥ハラスメントの防止にむけた広報・啓発	・職場、地域等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ <u>マタニティハラスメント</u> （職場における妊娠や出産に伴う嫌がらせ）等の防止にむけた広報・啓発	B	各課	関係機関 CSO
	・関係機関と連携した救済、被害者に対しての相談機関等の情報提供	B		

（重点施策7） 仕事と家庭、地域生活の両立支援～「武雄市女性活躍推進計画」～

施策の基本方向

○男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①家事・育児・介護における支援制度の周知	・地域・団体・企業での学習会、出前講座の開催	B	男女参画課 こども未来課 健康課	地域・団体 企業・事業所・CSO
②事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の推進	・地域・団体・企業へのパンフレット配布による支援制度の周知・環境整備の推進	B	商工課	地域・団体 企業・事業所・CSO
	・ワーク・ライフ・バランスについての啓発・情報提供	B	男女参画課	
③特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減	・延長保育の実施	C	こども未来課	保育所
	・一時保育の実施	C		
	・障がい児保育の実施	C		
	・病児・病後児保育の実施	B		
④男性の育児休業制度・介護休業制度の取得推進	・育児休業制度、介護休業制度の取得推進	B	男女参画課 商工課	企業 事業所
⑤介護や介護者への支援と男女共同参画の推進	・男性の介護教室等の実施と男女共同参画意識の啓発	B	健康課	事業所
	・在宅での介護に対する支援の充実	B		
	・在宅介護支援センターの充実支援	B		
	・介護のつどいにおける介護者の健康相談事業の充実	B		
	・介護予防普及啓発事業の実施（たっしゅか教室、脳の健康教室等）	B		

(重点施策 8) 政策・方針決定の場への女性参画の推進

施策の基本方向

○あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①審議会・協議会等における女性委員の登用	・全庁的な登用計画の作成と年度毎の報告	C	各課	
	・審議会等委員の女性参画促進に関する事前協議書による推進状況の管理、促進	C	男女参画課	
②政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発	・議会情報の提供や傍聴の機会提供	C	男女参画課	
	・女性のエンパワーメントを目的としたセミナーの開催	C	男女参画課 商工課	地域 CSO

(重点施策9) 地域活動における男女共同参画の推進

施策の基本方向

○男女が地域活動に積極的に参画できるよう条件を整備し、男女共同参画を推進するグループや人材の育成に努めます。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成	・地域での男女共同参画実態調査の実施・分析、結果の公表、情報の提供	B	男女参画課	地域 CSO
	・男女共同参画への啓発推進・女性の地域リーダーへの参画推進	B	男女参画課	
	・各町コミュニティプランの推進	C	生涯学習課 公民館	
②男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援	・CSOの活動支援	B	市民協働課 各課	CSO
	・男女共同参画事業の共同開催	C	男女参画課	
③防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進	・地域防災・復興体制への男女共同参画の推進	B	防災危機管理課 男女参画課	地域 CSO
	・女性消防団員による防火・防災啓発活動の充実	C		
	・環境全般の取り組み（美化活動等）への参画推進、 <u>環境ボランティアサポート制度</u> （道路や公園などのゴミ拾いなどボランティアで環境保全活動を行うのに必要な用具の貸し出し、ボランティアゴミ袋の提供等のサポートを行う制度）等の推進	C	環境課	
④連携・協働によるユニバーサルデザインの推進	・多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できる公共空間での <u>ユニバーサルデザイン</u> （すべての人が利用しやすいよう生活環境をデザインする考え方）の推進	C	各課	CSO
	・国際交流・多文化共生の推進	C	企画政策課	
	・在住外国人への情報提供	C		

(重点施策 10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実

施策の基本方向

○子どもを産み育む支援体制の充実、子どもの貧困対策等の推進と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります。

◇事務・事業計画

A…新規 B…内容の拡充・具体化 C…継続

実施項目	事業の概要	種別	担当部署	協働先
①妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発	・保健師等による指導や相談、情報の提供	C	健康課	
	・乳幼児保育の学習実施（体験学習）	C	こども未来課	
	・外部講師を招いての性教育の実施	C	学校教育課	関係機関
	・食生活改善推進事業の実施	C	健康課	地域・CSO
②育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート、子どもの貧困対策の推進	・放課後児童クラブの実施	C	こども未来課	
	・子育て総合支援センター事業の充実	B		
	・ファミリーサポート事業の実施	C		
	・出生届時、赤ちゃん訪問時の保健指導	C	健康課	
	・訪問型家庭教育支援事業	C	こども未来課	
	・こどもの笑顔コーディネーター設置事業	A	こどもの貧困対策課	関係機関 学校・幼稚園・ 保育所・子育て 総合支援セン ター・CSO
	・進学等準備金による支援	A	学校教育課	
	・虐待の早期対応と予防対策事業	C	福祉課	関係機関
	・家庭児童相談員の配置	C		
	・児童委員の配置	C		
③子どもの虐待への対応システムの充実	・要保護児童対策協議会の事業実施	C	福祉課	関係機関
	・家庭児童相談員の配置	C		
④高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援	・高齢者、障がいを持つ人の健康と生きがいづくり	B	健康課 福祉課	関係機関
	・自立支援のための相談及び支援の充実	C	福祉課	
	・民生委員の配置	C	福祉課	
	・障がい者相談員の配置	C	福祉課	
	・市民大学の実施	C	生涯学習課	

基本方針4 男女共同参画推進支援体制づくり

実施方針1 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進

実施項目	事業の概要	種別	担当部署
①男女共同参画推進市民会議の設置	・男女共同参画推進市民会議による男女共同参画社会の推進	B	男女参画課
②諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催	・市内企業や団体代表者との推進連絡会議の開催	B	商工課 男女参画課
	・民間団体との連携強化	C	男女参画課
	・国・県・近隣自治体、関係機関との連携、情報交換	C	男女参画課
③市役所における率先垂範	・市役所におけるイクボス宣言、特定事業主行動計画の着実な推進	A	総務課 男女参画課

実施方針2 総合的な男女共同参画行政の推進

実施項目	事業の概要	種別	担当部署
①男女共同参画施策の推進	・男女共同参画推進計画に基づいた施策、事業の進捗状況管理、点検、公表	C	男女参画課
	・男女共同参画社会づくりにむけた条例等の検討	C	男女参画課
②職員の意識向上のための学習機会の提供	・職員の意識調査実施	C	男女参画課
	・全職員対象の学習会の開催	C	総務課 男女参画課
③男女共同参画推進体制の機能強化	・行政の全庁的な連携	C	各課
	・男女共同参画推進本部会議、男女共同参画推進部会、幹事会の開催	C	男女参画課
	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	C	男女参画課
④市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進	・女性職員の職域拡大	C	総務課
	・女性職員の管理職登用	C	総務課
⑤情報受発信の機能強化や活動基盤の整備	・男女共同参画に関する情報の受発信	B	男女参画課 広報課
	・男女共同参画活動基盤の整備	C	男女参画課 各課

計画の基本指標

基本方針（１）人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

	指 標	実績値 (H28・2016 年度)	3 次目標値 (2022 年度)
1	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	13.5%	50%
2	社会通念・慣習・しきたりでの男女の地位が平等となっていると思う人の割合	13.2%	50%
3	男女共同参画に関する啓発イベント、講座の受講者数	484 名／年	600 名／年
4	LGBT（順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害など心と体の性が一致しない人）等の用語の認知度	23.0%	50%

基本方針（２）安全・安心にすごせる環境づくり

	指 標	実績値 (H28・2016 年度)	3 次目標値 (2022 年度)
1	武雄市女性総合相談等に寄せられたDV相談件数	77 件	100 件 (被害 0 を目指す)
2	DV防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律）やDV、デートDV等の用語の認知度	(DV防止法、ストーカー規制法) 85.3%	100%
3	DV防止・デートDV防止のための講座の受講者数	300 名／年	400 名／年

基本方針（３）女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

	指 標	実績値 (H28・2016 年度)	3 次目標値 (2022 年度)
1	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	33.3%	40%以上
2	男性の育児休業取得を望ましいと考える人の割合	33.2%	50%
3	地域活動に参加している人の割合	44.2%	60%
4	女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所の割合	47.7%	70%

基本方針（４）男女共同参画推進支援体制づくり

	指 標	実績値 (H28・2016 年度)	3 次目標値 (2022 年度)
1	男女共同参画に関する情報の発信（出前講座開催）	2 回	9 回
2	職員の時間外勤務の縮減（特定事業主行動計画より）	月 8.1 時間／人	月 5.5 時間以下／人 (2020 年度)

*指標は、市民意識調査の割合及びイベント・講座の受講者数やDV相談の相談者数等から設定しています。